

別表

合意成立の価額(合意金額)の算出方法

民事事件 (相続(遺産分割) 事件を除く)	金銭請求の事案	貸金返還請求、未払い賃料、未払い賃金、売買代金、損害賠償請求等	合意書の中で一方が相手方に支払う金額
		賃料の増減額請求	賃料の増減額の2年分
		扶養料、養育費等継続的給付 ※注1	調停手続終了時まで発生した金額
	非金銭請求の事案	建物、土地の明渡し請求	(建物)固定資産評価額の2分の1 (土地)固定資産評価額の4分の1
賃貸借契約の確認または形成と将来の賃料請求		調停手続終了時まで発生した賃料	
相続(遺産分割)事件	調停合意書に示される遺産の総額 金融資産の評価 調停の場合において当事者間で採用された資料を用いて算出する 不動産の評価 固定資産税評価額にて算出する		

注1 当事者に離婚の合意が成立している場合で、扶養料、養育費等金銭請求に限定した調停の場合

合意成立手数料の算出方法

民事事件 (相続(遺産分割) 事件及び離婚事件 を除く)	合意金額が140万円以下 140万円超300万円以下 300万円超1000万円以下 1000万円超 算定不能	無料 3万円 + (合意金額 - 140万円) × 5% 11万円 + (合意金額 - 300万円) × 3% 32万円 + (合意金額 - 1000万円) × 1% 5万円
相続(遺産分割)事件	合意金額が5000万円以下 5000万円超	合意金額 × 1% 50万円 + (合意金額 - 5000万円) × 0.5%
離婚事件	合意金額にかかわらず0円	